

第4章



各教育活動

1 学力を育む ～自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人～

令和2年3月に、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」を基本理念とした、5年間の本県教育の施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」(以下「教育ビジョン」という。)が策定された。この教育ビジョンにおいては、育成したい人間像を「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」、「人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」、「自然や文化を愛し、自他を共に大切にすべく強い人」と定めている。

「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」は、学力を育む(より広くは学びの力を育む)観点からの人間像である。複雑化・多様化した現代社会の課題の解決のためには、既存の知識・技能を習得し応用することに加え、未知の問題を発見して課題を組立て直したり、独自の視点から解決に至る道筋や手法を開発したりすることが求められる。そこで、受け身の学習ではなく、自らの目標をもって、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者であってほしいと考え、次のような力の育成を図ることとした。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力

- ・基礎学力(基礎的な知識・技能)
- ・学びを支える基礎体力や基本的生活習慣
- ・情報や情報通信技術(ICT)を学びに生かす力

〔深め広げ豊かにする〕自分の考えや意見を構築し、伝える力

- ・未知の課題を発見し探究しようとする力
- ・他者との対話や協働の中から、自らの思考を深める力
- ・自分の考えや意見を構築し、伝わるように表現する力

〔人生や社会に生かす〕夢や志を形成し、やり遂げようとする力

- ・学びを支える自分の夢や志を形成する力
- ・失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力

〔しまね教育魅力化ビジョン〕



〔しまねの学力育成推進プラン〕



令和3年3月には、教育ビジョンを具体的に推進するため、実行期間を令和3年度から令和6年度の4年間とする「しまねの学力育成推進プラン」を策定し、以下(一部抜粋)の取組を推進していく。

A 取組の方向性

基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育の推進。

取組の柱

(1) 授業の質の充実

ICTやふるさとの地域素材を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業づくりを推進していきます。さらに、学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていきます。

(2) 家庭学習の充実

学校・家庭・地域が家庭学習の意義の共通理解を図り、同じ目線で子どもたちに声掛けができる環境をつくること、学校が家庭学習において意図的に学びを広げ深められるような授業の展開、ICTを活用した家庭学習の在り方の研究など、家庭・地域との連携のもとで家庭学習の充実を図っていきます。

(3) 地域に関わる学習の充実

高校段階において、当事者意識を持ちつつ、地域課題解決型学習を深めることができるよう、小学校段階では地域に親しみ、地域を知る機会を多く設け、中学校段階では地域のために行動・実践する場を充実させるなど、探究の過程を踏まえた系統的で連続性のある総合的な学習(探究)の時間の在り方を研究していきます。

2 授業づくり

1 学力・学習状況に係る本県の状況

令和5年度全国学力・学習状況調査結果の概要は以下のとおりである。

- 島根県と全国の平均正答率の比較について、中学校国語においては、全国平均並みであった。小学校国語、算数、中学校数学、英語においては、全国平均を下回った。
- 分類・区別集計結果平均正答率について、小学校国語では「言葉の特徴や使い方に関する事項」は、全国平均並みであったが、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「情報の扱い方に関する事項」は、全国平均を下回った。小学校算数では、全ての領域が、全国平均を下回った。中学校国語では、「言葉の特徴や使い方に関する事項」は、全国平均を上回った。「話すこと・聞くこと」「読むこと」「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」は、全国平均並みであったが、「書くこと」は、全国平均を下回った。中学校数学では、「データの活用」の領域は、全国平均並みであったが、その他の「数と式」「図形」「関数」の領域は、全国平均を下回った。中学校英語では、全ての領域が、全国平均を下回った。

児童生徒質問紙・学校質問紙調査の結果より、これまでの課題の改善状況と本調査で見られた課題は以下のとおりである。（「しまねの学力育成推進プラン」取組の柱ごとに示す。）

(1) 授業の質の充実

- 小学校では、目的を明確にした対話的な学習が展開される割合が増えている。児童が自分の考えを相手にしっかりと伝えることができる場が十分に設定されていると考えられる。今後は、児童生徒が話し合いの質を高めるために、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすること」「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表すること」等への手立てが必要である。
- 授業において、児童生徒一人一人に応じて、学習課題や活動が工夫されており、多くの児童生徒がそれを実感している。引き続き、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善に取り組む必要がある。また、各校においてICT機器の活用が目的とならないよう授業改善の一つの手段として意識し、効果的な日常活用を推進する必要がある。
- 学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントが求められているが、各教科の学びを様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設ける割合が減少している。各校において、校長のリーダーシップのもと、教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業づくりを進める必要がある。

(2) 家庭学習の充実

- 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり1時間以上勉強する児童生徒の割合は昨年度よりも低くなった。特に、中学校では依然として全国値との差が大きい。しかし、「家で自分で計画を立てて勉強している」と答えた割合は児童生徒ともに全国値よりも高い。また、平日に学習を「全くしない」と答えた割合は全国よりも低い値となっている。休日においては、児童生徒ともに1日1時間以上勉強する割合が全国値を上回っている。
- 引き続き、家庭学習について教職員同士が共通理解を図り、家庭での学習方法について具体例を挙げながら指導する必要がある。

(3) 地域に関わる学習の充実

- 総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導が十分に展開されていると考えられる。自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると答えた生徒は全国値を上回っている。一方、児童は全国値を下回っている。引き続き、令和4年度に発行した「総合的な学習の時間ガイドブック」を活用し、「児童生徒の思考の流れに沿った探究活動が行われるような授業づくり」を行う必要がある。
- 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」について、コロナ禍で活動が制限される中でも、児童生徒とも全国値を上回っている。これは、県が進めるふるさと教育の成果であると考えられる。今後も地域での体験や地域の素材を教科等の特質に応じて活用し、児童生徒の興味関心を高めていく必要がある。

(4) その他

○英語では、スピーチやプレゼンテーション、生徒同士による英語で伝え合う活動など学習指導要領で求められている授業が実施されている様子をうかがうことができる。英語を使って何ができるようになるかといった学習到達目標をCAN-DO リストに明確に示し、教員が生徒と目標を共有しながら、生徒が「○○ができるようになった」と実感できる授業づくりを今後も継続して行う必要がある。

2 課題解決のための授業改善の視点

島根県教育委員会では「しまね教育魅力化ビジョン」を令和2年3月に策定した。その中の「Ⅶ 教育環境の充実」における「学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」では、基礎学力の育成について、学校の現状と課題等を踏まえ、今後の方向性を示している。

○市町村教育委員会と連携・協力し、「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果分析に基づいた指導の改善を推進する。

小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進する。

(1) 授業の質の充実

全国学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、各教科等の連携を図りながら組織的かつ計画的に授業の質を充実させる。

- ・自分の考えを語尾までしっかりと話すこと（説明すること）、書くことを繰り返し指導する。
- ・話し合い場面において、「自分の考えを深めたり、広げたりすること」「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表すること」等を具体的に指導する。
- ・「調べる場面」「考えをまとめ、発表・表現する場面」「児童生徒同士がやり取りする場面」「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」などで1人1台端末を日常的に活用する。
- ・児童生徒が身につける資質・能力を明確にした授業を行うとともに、校区の小中学校においては育てたい子ども像などを共有する取組を一層進める。

(2) 家庭学習の充実

家庭学習と授業との有機的な結びつきを図るとともに、児童生徒が自分に合った学習方法を見いだすことができるよう、教員の指導改善や児童生徒の学習改善を行う。

- ・「教育情報誌第49号（令和5年3月）」等を活用し、授業を家庭学習につなぐ具体的な指導について教員が共通理解をする。
- ・学習内容を定着させる宿題だけではなく、自分にあった学習内容や方法を選んだり、学びを広げたり生かしたりできるように、1人1台端末を活用した家庭学習の在り方の研究をする。

(3) 地域に関わる学習の充実

児童生徒一人一人が自ら課題を見付け、解決への道筋を見通しながら様々な解決方法を考える姿勢を育成する。

- ・「総合的な学習の時間ガイドブック」を活用し、「児童生徒の思考の流れに沿った探究活動が行われるような授業」を行う。
- ・地域素材の効果的な活用と、各教科等で身に付けた知識や技能を地域や社会での生活に生かそうとする意欲の醸成を行う。

（「令和5年度全国学力・学習状況調査島根県（公立）の結果概要」より）

○発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、使いこなせるようにするため、小学校、中学校、高等学校でその意義や目的を共有し、協調学習の考えを取り入れた授業改善に取り組む。

○学校図書館活用教育や、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげる取組を進め、言語能力や問題発見・解決能力等を育成する。

○児童生徒一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成する。

○ポートフォリオなどの個別の学習履歴を活用して、個々の理解度・到達度に応じた効果的な学習となるよう指導する。

さらに、令和3年3月に策定した「しまねの学力育成推進プラン」第2章「学力育成に向けた具体的な取組」において、授業の質の充実についての具体的な取組を示している。

〈学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む授業の展開〉

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進
- (2) ICTの効果的な活用
- (3) 指導と評価の一体化の重要性に係る理解促進
- (4) 学力と学習状況の分析に基づく授業の改善
- (5) 各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実

〈教職員の指導力向上〉

- (1) 教育情報の発信
- (2) 学校マネジメントの強化
- (3) 教育センター研修講座の充実
- (4) 小中高合同授業研修会の開催

〈評価（各種の学力・学習状況調査、高校魅力化評価システム等による分析）〉

教員に求められる授業力に関して、島根県教育センターでは、『授業力』は、教科等指導において必要とされる「情熱・使命感」をはじめとする四つの要素で構成される」として、それぞれの構成要素を次ページのとおりとした。そして、経験年数に応じた研修において、要素ごとに「大切にしたい授業力の視点」を設定し、ねらいの達成に必要なプログラムのもと研修を実施している。(P43「経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい『授業力』の視点」参照)

3 学習評価

学習評価は、目標に準拠した評価により実施されており、児童生徒の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、「評定」により評価している。観点別学習状況の評価は、きめ細かい学習指導を実施するため日常的に実施されるべきものである。

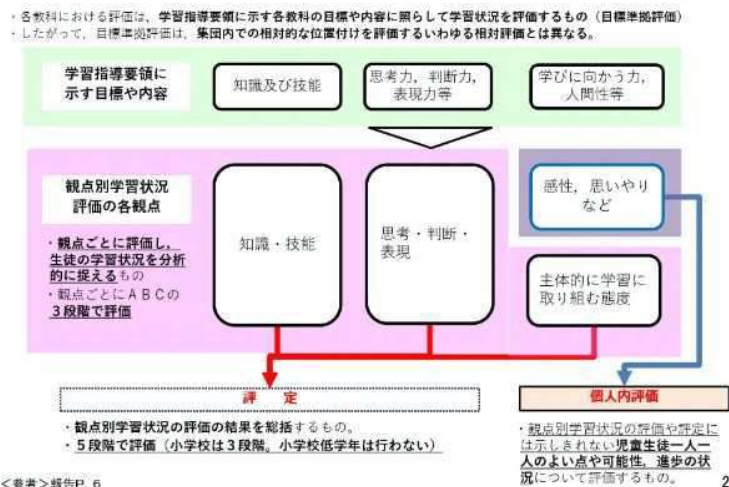
学習指導要領では、資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点について、小・中・高等学校の各教科等を通じて3観点到整理された。

学校における学習評価は、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施し、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付けることが重要である。このサイクルは、日常の授業、学校における教育活動全体等の様々な段階で展開されるものである。学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと、つまり、「指導と評価の一体化」を図るための取組が必要となる。

「全国学力・学習状況調査結果概要」、「しまね教育魅力化ビジョン」、「しまねの学力育成推進プラン」、「令和6年度各教科等の指導の重点」、「令和6年度授業チェックリスト」など、授業づくりに関する資料については、「しまねの教育情報 Web EIOS(エイオス)」に掲載。

EIOS(エイオス)

各教科における学習評価の基本構造



経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい「授業力」の視点

◆教育センター研修における「授業力」の四つの構成要素の解釈

「情熱・使命感」 児童生徒等のよりよい成長を願って、周囲と協働しながら自らの資質向上を図っていく姿勢
「構想力」 指導のねらいを明確にするとともに教材を研究し、見直しをもって授業を計画・創造、改善していく力
「生徒理解力」 集団の中で個の可能性を引き出すために、児童生徒等一人一人の実態・特性を理解する力
「指導力」 学び合う集団づくりに努め、専門的な指導技術をもとに授業の目標の達成に向けて授業を実践する力

◆経験年数に応じた研修において大切にしたい授業力の視点（●は重点）

	初任者研修	6年目研修	中堅教諭等資質向上研修
授業でめざす子どもの姿	教科等の見方・考え方を働かせ、資質・能力を伸ばす ～ 主体的・対話的で深い学びを通して ～		
「授業づくり」におけるねらいに	育成したい資質・能力を踏まえ、1時間1時間の指導の意図を明確にした授業ができる。	身に付けた資質・能力を踏まえ、単元(題材)の目標に迫る授業ができる。	教科等横断的な視点に立った資質・能力*を踏まえ、教科等の目標に迫る授業ができる。 ※「言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力」及び「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」等のこと
指導と評価の一体化 ～授業改善につなげる～			
指導のねらい	● 学習指導要領が求める資質・能力を踏まえ、授業における指導の意図を明確にする。	● 学習指導要領に示された児童生徒等が学習前に身に付けてきている資質・能力を踏まえ、児童生徒等の実態を把握する。 ● 児童生徒等が学習前に身に付けてきた育成する資質・能力を踏まえ、単元(題材)において育成する資質・能力を明確にする。	● 学校教育目標と教科等の指導内容の系統性、他教科等との関連性を踏まえ、育成する資質・能力を明確にする。
構想力及び生徒理解力	● 児童生徒の主体的・対話的で深い学びが実現される学習活動を設定する。	● 児童生徒等が学習前に身に付けてきた資質・能力を踏まえ、目指す資質・能力を育むための単元(題材)計画等を構成する。	● 他教科等との関連性や資質・能力の系統性を踏まえ、教科等が目指す資質・能力を育成する授業を行う。
指導計画	・ 児童生徒が教科等の見方・考え方を働かせる授業を計画する。	・ 児童生徒等が教科等の見方・考え方を働かせる授業を行う。	
学習評価	・ 指導と評価の一体化の意義を理解するとともに、評価の計画を立てて授業を行い、目標に準拠した評価をする。	● 単元(題材)の目標と評価規準を見通しながら、単元における評価の場面や方法を工夫し、資質・能力を育成するための学習指導に活かす。	● 単元(題材)の目標と評価規準を見通しながら、単元における評価の場面や方法を工夫し、教科横断的な視点に立った資質・能力を育成するための学習指導に活かす。
指導力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学び合う集団づくりに努める。(学習規律、安心して学習できる場) ・ 児童生徒等の発達段階等を踏まえた支援を行う。(個々のニーズに応じた指導や支援、ユニバーサルデザインの視点) ・ 指導技術を高める。(発問、言葉かけ、板書、教材・教具、ICT活用、学習形態等) 		
使情熱感・	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な価値観を尊重する。 ・ 新しい教育情報等を進んで得ようとする。 ・ 他者から学ぶ。(同僚、管理職、保護者・地域、児童生徒等から) 		

3 言語活動の充実

1 なぜ言語活動の充実か

学習指導要領では、育成すべき資質・能力を次のとおり示している。

- 知識及び技能
- 思考力、判断力、表現力等
- 学びに向かう力、人間性等

この中でも、特に「思考力、判断力、表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして「言語活動の充実」は規定されている。言語活動の充実とは、そのこと自体が目的ではなく、「思考力、判断力、表現力等」の育成のための手段・方法としてとらえることができる。

各教科等の目標を実現するためには、以下のような言語活動の充実が重要である。

- (1) 知的活動（論理や思考）に関すること
- ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること
- （i）事実等を正確に理解すること （ii）他者に的確に分かりやすく伝えること
- イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること
- （i）事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること
- （ii）考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること
- (2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること
- ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと
- イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

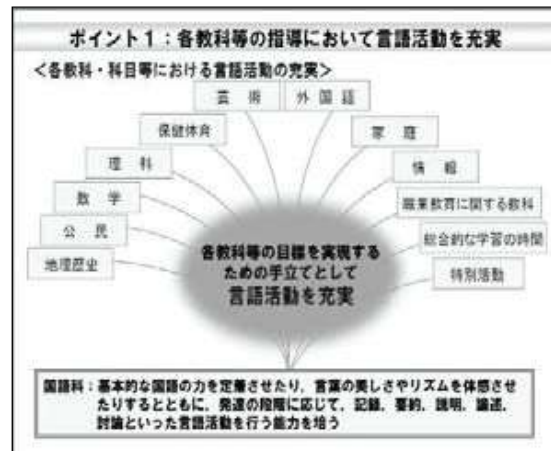
言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）より抜粋

2 言語活動を充実するために

(1) 各教科等における言語活動の充実

「言語活動」自体が指すものは「話す」「聞く」「書く」「読む」という学習活動であり、新しいものではない。しかし、求められているのは「言語活動の充実」であり、それを通して思考力、判断力、表現力等を育成することである。言語に関する能力を育成する中心的な教科は国語科であるが、そこで学んだことをすべての教科等でも、それぞれの特質に応じて活用し、言語活動の充実を図っていくことが肝要である。

以下、小学校学習指導要領解説の総則編に示されている、言語活動の充実が期待される学習活動例を示す。



言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】のポイント
(文部科学省 H24.6)

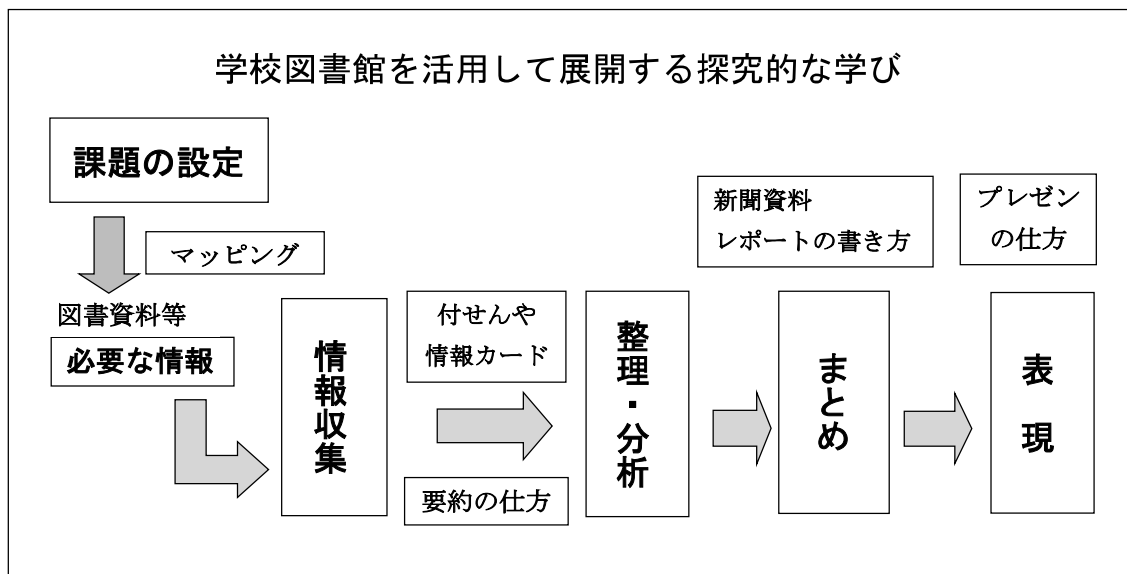
教科等	取組例	教科等	取組例
算数	思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、お互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること	社会	社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること
理科	問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること	生活	身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し考えられるようにすること

音楽	音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること	図画工作	感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること
家庭	衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること	体育	筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること
外国語 外国語活動	実際に英語を用いた言語活動を通して、「知識及び技能」を身に付けるとともに、それらを活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成するための言語活動の例を示すこと	道徳	児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること
学習の時間 総合的	探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること	特別活動	体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること

「小学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 H29.6)より抜粋

(2) 学校図書館を活用した学習活動の展開

学校図書館の図書資料等を活用し、**課題の設定** → **情報の収集** → **情報の整理・分析** → **まとめ・表現**といった一連のプロセスを取り入れることにより、様々な言語活動を行いながら、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することができる。



4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

1 「主体的・対話的で深い学び」とは

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申（平成28年12月）において、次の①～③の視点が示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、身に付いた資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。

- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

子供たちが、各教科等の学びの過程の中で、身に付けた資質・能力の三つの柱を活用・発揮しながら物事を捉え思考することを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれていくことが重要である。教員は、この中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

子どもたちは、このように、主体的・対話的で深く学んでいくことによって、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解したり、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができる。また、それぞれの興味や関心を基に、自分の個性に応じた学びを実現していくことができる。

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や子どもの状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点

(1) 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善について

平成26年11月に中央教育審議会への諮問において示された「アクティブ・ラーニング」は、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点として位置付けられることとなった。「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善は、単に対話を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

また、「アクティブ・ラーニング」は、例えば、国語や各教科等における言語活動や、社会科における課題を追究し解決する活動、理科における観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、こうした学習を更に改善・充実させていくための視点であることに留意する必要がある。

(2) 授業改善を進めるにあたって

学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）では、例えば以下の諸点に留意して授業改善に取り組むことが重要であるとしている。

- これまで着実に取り組まれてきた授業改善の取組・実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はない。
- 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。

【参考】

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月 中央教育審議会）

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）

小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の紹介

どんな授業にしていくの？

一つ一つの知識がつながり、「わかった！」
「おもしろい！」と思える授業に

例えば、社会で...

安土桃山時代についての授業

- ・鉄砲の伝来について、「他の場所にも伝わっていたかもしれないのに、なぜ種子島から鉄砲が全国に、しかも急速に広がったのだろうか」などの問いを立てて、地図や、地域の伝統的な製鉄技術の存在、当時の九州の政治的な状況などについての資料を読み取り、根拠に基づいて問いについて考察し、お互いに意見を出し合ったり、話し合ったりする。
- ・話し合いの結果を踏まえ、さらに「なぜ鉄砲を伝えたポルトガル人は中国船に乗ってきたのだろうか」などを考察し、南蛮貿易や朱印船貿易、明や朝鮮との関係、豪商の活動などを結び付けて、当時の社会の様子や特色について話し合ったり、お互いに説明したりする。

授業改善の視点

どうしたら、知識をつなげ深く理解したり、考えを形成したりできるだろうか。

「深い学び」の視点

具体的な手立て(例)

- ・考察の根拠となる資料(文章、絵、映像、遺物等)を用意し、様々な立場から話し合う場面を設定する。
- ・つまづいている生徒には、資料を読み取る際の視点や考察を促すような視点を示唆して、意見を形成できるように助言する。

文部科学省ホームページより引用

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf



5 道 徳 教 育

1 「特別の教科 道徳」について

将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくために必要な資質・能力の育成が求められており、道徳教育はこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待されている。

道徳教育の目標を実現するためには、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ向き合う、「考え、議論する道徳」への質的な転換を図り、各学校において、児童生徒の実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりを行う必要がある。

2 教育活動全体を通じて行う道徳教育

学習指導要領では道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うためには、次のことが大切である。

- (1) 学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること（めざす子ども像）。
- (2) (1) に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- (3) (2) が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にしつつ重点内容項目を設定すること。
- (4) (3) の各学年の指導の重点を明らかにすること。
 - ・道徳科の方針を明確にした年間指導計画の作成。
 - ・道徳科以外の指導で、どのような場面でどのように道徳教育を行うのかを示した、道徳教育全体計画別葉の作成。
- (5) 道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っていること。
- (6) 児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実すること。また、社会の持続可能な発展など、現代的な課題の解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。
- (7) 道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の人々から学ぶ活動や、地域の伝統文化や行事への参加を生かした取組をしたり、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔広い視野で〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

(1) 「道徳的諸価値について理解する」

道徳的諸価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。なお、「道徳的諸価値についての理解」には3つの側面がある。

- ・価値理解：道徳的価値を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であっても実現することが難しい人間の弱さも理解すること。
- ・他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではなく、多様であるということ的前提として理解すること。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2) 「自己を見つめる」

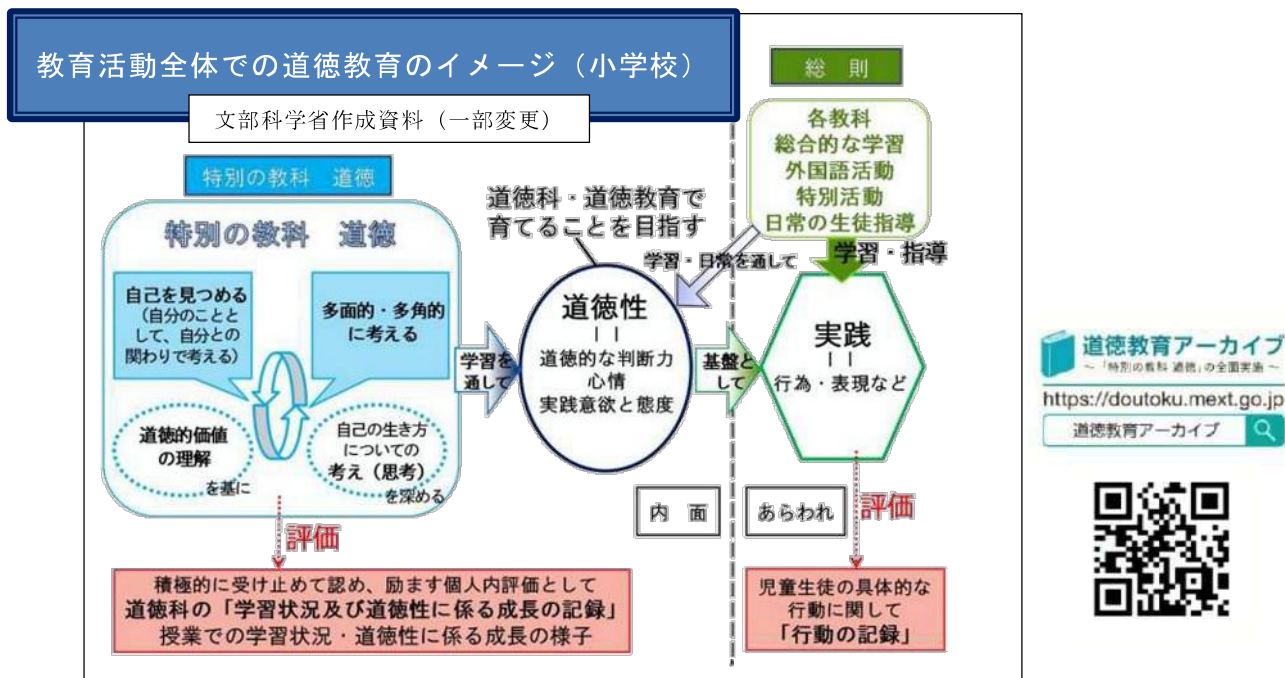
道徳科で大切なことは、児童生徒が道徳的諸価値を自分との関わりで捉えることである。「自己を見つめる」とは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めることである。

(3) 「物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える」

児童生徒がこれから出会う様々な問題は、答えが一つであるとは限らない。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

(4) 「自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」

児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。そして、そのことを通して、日常生活あるいは今後出会う様々な場面や、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育成していく。



4 道徳科の評価

児童〔生徒〕の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

道徳科は「道徳性を養う」という目標を掲げているが、道徳性は外からは見ることでできない内面的資質のため、道徳性が養われたかどうかを容易に判断することはできない。つまり、道徳性の評価は数値などによって評価してはならない。道徳科において評価の対象となるのは「学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」である。道徳科の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。このことを踏まえて、道徳科における評価のポイントは以下のとおりである。

- ・ 学習活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取る。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行う。

- ・特に、児童生徒の道徳的価値観が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・他教科における「目標に準拠した評価」ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます「個人内評価」として行う。
なお、指導要録における道徳科の評価は記述式とする。
- ・観点別評価を通じて見取ろうとすることは、妥当ではない。
- ・学習評価の妥当性、信頼性等が担保されるよう、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行われることが重要である。

5 高等学校における道徳教育

高等学校においては道徳科が設けられていないが、高等学校学習指導要領には、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うものとして明確に位置付けられている。高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育である。生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に各教科・科目、特別活動等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切な指導を行うものとしている。その際、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、指導の方針や重点を明確にして、道徳教育の全体計画を作成すること、また、各教科・科目等の年間指導計画に「道徳教育の視点」を盛り込み、それを意識して指導することが大切である。小・中学校における道徳教育を踏まえつつ、就業体験やボランティア体験などの体験的な活動を重視し、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行う必要がある。

6 特別支援学校における道徳教育

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることとしているが、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、特別支援学校においては以下の3つの事項に十分配慮する必要がある。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

※特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」

また、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、「特別の教科道徳」が位置づけられており、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとしている。その際、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことが大切である。

6 特別活動

1 特別活動を充実させる

特別活動指導資料には特別活動の充実について次のように示されている。

—特別活動を充実させる—

- 学級経営に役立つ ○学力向上につながる ○キャリア教育の要となる
- 生徒指導上の問題を未然に防止する ○道徳的実践に結びつく

特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) を参考に作成

また、特別活動を充実させるための教師の役割として次のことが示されている。

—特別活動と学びの ABCDEF—

- Learning by **A**ccepting 受容することによって学ぶ
- Learning to **B**e 生きることを学ぶ
- Learning by **C**aring 助け合いの中で学ぶ
- Learning by **D**oing なすことによって学ぶ
- Learning with **E**njoying 楽しんで学ぶ
- Learning for **F**uture 未来のための学習

学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編 (令和5年 国立教育政策研究所) を参考に作成



特別活動
指導資料
の掲載先
(国教研 HP)

特別活動の充実には、教師が特別活動の目標や特質を理解することが重要である。

2 小・中学校における特別活動

(1) 目 標 ※ () 内は中学校

①集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、②様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

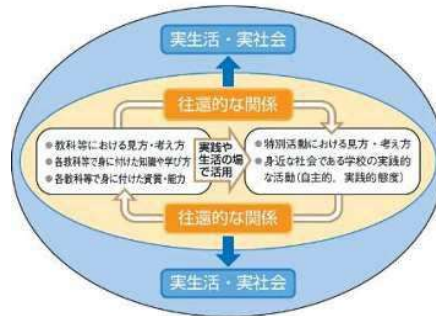
- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己(人間として)の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

①「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」

(下線部①)について

- 「課題を見だし解決に向けて取り組むという実践的な学習である」「各教科等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践する」という特別活動の特質に応じた「見方・考え方」を示している。
- 「見方・考え方」を働かせるとは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい社会生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけることである。

(右イメージ図参照)



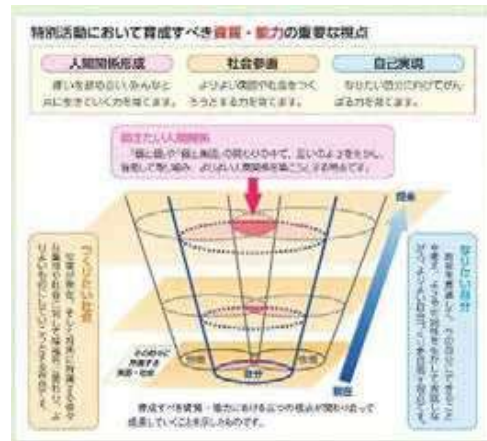
特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) P28 から引用

②特別活動の学習の過程 (下線部②)について

様々な集団活動	学級活動、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校のみ)、学校行事のこと。(以下、『各活動・学校行事』とする)
自主的、実践的に取り組み	集団活動の中で、一人一人の児童(生徒)が、実生活における課題の解決に取り組むことを通して学ぶことである。「学級活動(1)学級や学校における生活づくりへの参画」、児童会(生徒会)活動、クラブ活動については、さらに「自発的、自治的な活動」であることを特質としている。
互いのよさや可能性を發揮しながら	集団における合意形成や意思決定は、同調圧力に流されることなく、批判的思考力を持ち、他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようにすることが大切である。
集団や自己の生活上の課題を解決する	様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志を持って実現したりする児童(生徒)の活動内容や学習過程を示したものである。

③育成を目指す資質・能力について

○3つの柱に沿って示されている特別活動で育成をめざす資質・能力は、右図のように「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点を手掛かりに整理されている。



特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動
小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) P5から引用

(2) 各活動・学校行事の目標

○特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、それぞれが独自の目標と内容をもつ教育活動である。これらは、構成や規模、活動の原理などが異なる集団活動を通して、第1の目標に掲げる特別活動で育成すべき資質・能力を身に付けることを目指して行う。

○各学校においては、こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

指導計画の作成に係る内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「単元」や時間のまとまりがなく、各活動・学校行事が同時並行的に行われるものであるということ踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように組み立てること。 ○全教職員の共通理解と協力体制が確立され、連携して指導にあたることのできるよう、調和のとれた全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成すること。 ○全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒の自主的、実践的な活動が促されるようにすること。 ○内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間などの指導との関連を図ること。
内容の取扱いに係る内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とすること。 ○教師の適切な指導の下に行われる児童生徒の自発的、自治的な活動を特質とする内容と、教師の指導を中心とした児童生徒の自主的、実践的な活動を特質とする内容を区別して指導すること。 ○児童生徒及び学校の実態並びに道徳教育の重点などを踏まえ、指導内容の重点化と、必要に応じた内容間の関連や統合、他の内容の追加ができること。 ○ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図ること。 ○異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。 ○入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。 ○学級活動(3)の指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用すること。

3 高等学校における特別活動

(1) 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

○特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。中学校からの積み重ねや経験を活かしつつ、発達段階を踏まえて発展させていくことが大切である。

○特別活動で育成を目指す資質・能力は、以下の3つの視点を踏まえて整理されている。これら3つの視点は、相互に関わり合っていて、明確に区別されるものでないことに留意する必要がある。

人間関係形成	集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
社会参画	集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
自己実現	集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

(2) 各活動・学校行事の内容

○特別活動は以下の内容をもって構成される。

ホームルーム活動	①ホームルームや学校における生活づくりへの参画 ②日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ③一人一人のキャリア形成と自己実現
生徒会活動	①生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 ②学校行事への協力 ③ボランティア活動などの社会参画
学校行事	①儀式的行事 ②文化的行事 ③健康安全・体育的行事 ④旅行・集団宿泊の行事 ⑤勤労生産・奉仕的行事

○ホームルーム活動の学習過程において、①については集団としての合意形成を、②及び③については一人一人の意思決定を行うことが示されている。

○総則において特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用すること。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

○特別活動の全体計画と各活動、学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、次のような点を配慮する必要がある。

- ・学校の創意工夫を生かす。
- ・ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階及び特質等を考慮する。
- ・各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る。
- ・生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ・家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。

—特別活動の授業づくり等に係る情報— しまねの教育情報 Web EIOS

小学校	中学校	高等学校
		

【参考資料】 各校種 学習指導要領解説 特別活動（文部科学省） 特別活動指導資料（国立教育政策研究所）

7

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間（以下「総合的な学習の時間」という。）は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の生き方（総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」）を考えながら、よりよく課題を解決していく（総合的な探究の時間では「課題を発見し解決していく」）ための資質・能力を育成することを目標としている。総合的な学習の時間に行われる学習では、教科等の枠を超えて、探究する価値のある課題について各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことが重要である。また、それを通して自己の生き方（総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」）を考えることにつながるものでなければならない。

各学校においては、上記の内容を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、この時間全体を通して各学校が育てたいと願う児童生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになる必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていない。各学校は、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めなければならない。

各学校は、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが大切であり、ここに総合的な学習の時間の大きな特質がある。

2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価

(1) 児童生徒の学習状況の評価

各学校において目標や内容を定めることから、その目標や内容に従って評価の観点を定める必要がある。そのうえで、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが大切である。また、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することにより、児童生徒自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることも肝要である。

(2) 評価の方法

総合的な学習の時間における評価として以下の3点について配慮する。

- ①信頼される評価：教員の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教員によって著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教員も同じように判断できる評価であること。
- ②多面的な評価：多様な評価方法や複数の評価者による評価を適切に組み合わせること。
- ③学習状況の過程の評価：評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けること。

3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導

(1) 児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと

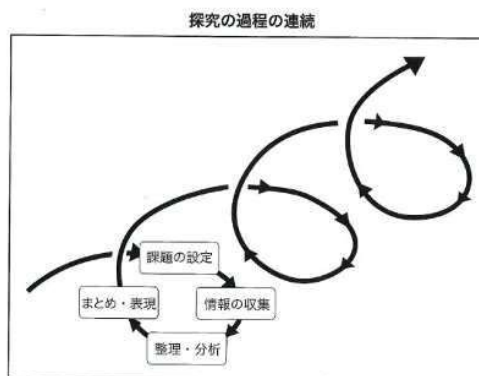
総合的な学習の時間においては、生徒が自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断するなど、生徒の主体性や興味・関心を十分に生かすことが望まれる。課題設定や解決方法を教師が必要以上に教え過ぎてしまうことによって、生徒が自ら学ぶことを妨げたり、どのような活動をするのかということに目を向け過ぎるあまり、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力が身に付いているかが見えにくくなったりしないように配慮する。

(2) 探究的な学習の指導のポイント

総合的な学習の時間の目標を実現するためのポイントは、①「学習過程を探究的にすること」として探究的な学習の過程のイメージを明らかにしていくことと、②「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」として「探究的な活動」の更なる充実に向けた方向性を明らかにしていくことである。

① 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とは右図のような一連の学習活動である。解の定まらない複雑で入り組んだ生活や社会の諸問題を追究していく中で、新たな認識を得たり、資質や能力及び態度を身に付けたりしていく。こうした探究の過程を繰り返していくことで、探究的な学習を実現し、児童生徒の学習の質が高まっていく。



【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

② 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

次のような場面と児童生徒の姿が想定できる。

- それぞれの児童生徒が得た様々な情報を活用して協働的に学ぶ
- 異なる視点から考え、協働的に学ぶ
- 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- 主体的かつ協働的に学ぶ

協働的に学ぶことにより、多様な考え方もつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながる。また、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

(3) 指導上の留意事項

総合的な学習の時間の取組により、大きな成果を上げている学校がある一方で本来の趣旨に沿った授業が十分に実現できていない学校もある。教科の補充・発展学習や学校行事などと混同された実践が行われている例も見られる。総合的な学習の時間の目標や内容は各学校が適切にこれを定めることから、取組には各学校の独自性が生まれるが、この取組の違いが成果の差になってはならない。総合的な学習の時間の目標を達成し、この時間に付けるべき力がすべての児童生徒に保障される必要がある。

総合的な学習の時間の目標を明確化するとともに、児童生徒に育てたい資質・能力や学習活動の示し方、関連する教科・科目や特別活動との関係の整理等、学習計画について不断に検討する必要がある。

※参考資料：

『総合的な学習の時間ガイドブック（小中学校編）』

『総合的な探究の時間ガイドブック（高等学校編）』



URL : <http://eio-shimane.jp/class-making/982>



8 学校図書館活用教育

学習指導要領第1章総則においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされている。

学校図書館の3つの機能 ①「読書センター」②「学習センター」③「情報センター」

- ① 児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導を通じて、言語能力を育成する場。
- ② 児童生徒の学習活動を支援し、理解と思考を深め、より質の高い学びを展開する場。
- ③ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童生徒の情報活用能力を育成する場。

各学校においては、以下の点について積極的な取組が望まれる。

1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ

- ・全学年を見通して情報活用スキルを指導できるよう、各教科の指導内容や学習活動との関連を明確にした教科横断的な年間指導計画や指導体系表を整備するとともに、全ての授業者が学校図書館を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指す。
- ・学校図書館の管理・運営に当たっては、館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭や学びのサポーター、学校司書等を中心に全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努めるとともに、公共図書館等との連携を図る。
- ・学校図書館が、読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能を発揮できるよう、ICTを含めた環境整備を進めるとともに図書・視聴覚資料等の充実に努める。

2 学校図書館を利活用した学習の充実による情報活用能力の育成

- ・学校図書館を利活用した学習においては、教科のねらいに沿った言語活動を設定するとともに、課題の設定 → 情報の収集 → 情報の整理・分析 → まとめ・表現という探究学習の一連のプロセスで必要となる情報活用スキル（課題設定の仕方、事典・年鑑・図鑑の使い方、要約の仕方、発表資料のまとめ方、発表の仕方等）を身につけられるようにする。
- ・図書、新聞、Web資料等様々なコンテンツを活用した学習活動を展開することにより、児童生徒が様々な情報を比較したり関連付けたりして自分の考えを持つことができるようにする。また、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用して、より多様なメディアを活用した学習活動が行われるようにする。こうした学習活動をより多くの教科等で系統的に繰り返し行うことで、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成を図る。

3 計画的な読書活動指導の推進

- ・読書は、児童生徒の生きる力の育成に欠かせない活動であり、生涯にわたる自己啓発の基盤の一つとなるものである。児童生徒の読書実態を把握したうえで、主体的に読書をする態度や読書習慣が定着するよう、家庭や地域社会と連携しながら計画的な読書指導を推進する。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなど指導方法を工夫したり、必読図書、推薦図書を示したりするなどして、読書の質の向上と量の確保（1日30分以上読書をする児童生徒割合の増加）を図る。
- ・学習指導要領解説国語編においては、『「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含む。』とされており、国語科はもとより、各教科、特別活動など学校の教育活動全体において行う必要があることに留意する。

9 主権者教育

1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会においても活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するというのではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- ①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- ②学習したことを活用して解決策を考える学び
- ③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- ①一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ②多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- ③特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げるようなことのないよう留意すること。
- ④教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。

10 ICTの活用の推進

1 社会の変化と Society 5.0

第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された「Society5.0」は、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものである。ICTの進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来する中、国内外の課題が増大・複雑化しており、科学技術イノベーション推進の必要性は大きく増してきている。文部科学省は、Society 5.0時代を生きる全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しており、全国の多くの義務教育段階の学校において、「児童生徒1人1台端末」及び「高速大容量の通信ネットワーク」の下での学びがスタートしている。また、このような大きな変革の時代を生きていく児童生徒にとって、例えば、多くの情報を主体的に選択・活用できる能力や正しく情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」の育成が必要とされている。平成29年及び30年告示の学習指導要領では、「言語能力」、「問題発見・解決能力」等と並んで「情報活用能力」を育成すべき“学習の基盤となる資質・能力”として位置付けており、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育てていくべきものであるとしている。

2 教育の情報化

(1) 教育の情報化の3つの側面

「教育の情報化」とは、情報通信技術の「時間的・空間的制約を超える」、「双方向性を有する」、「カスタマイズを容易にする」といった特長を生かして「教育の質の向上を目指す」ものである。具体的には次の3つの側面から構成される。

- ・情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
- ・教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ・校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減等

『教育の情報化に関する手引(追補版)』（令和2年6月 文部科学省）より

あわせて、これらの教育の情報化の実現を支える基盤として、

- ・教師のICT活用指導力等の向上
- ・学校のICT環境整備
- ・教育情報セキュリティの確保

の3点を実現することが極めて重要であるとされている。

島根県は、『しまね教育魅力化ビジョン』（令和2年3月 島根県教育委員会）において、県が育成したい「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」に必要な力の1つは「[学びの支えを築く] 基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力」とし、その具体として「情報や情報通信技術（ICT）を学びに生かす力」をあげている。さらに、「VII 教育環境の充実」の「1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」では「子どもたち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成します。」とし、「4 世代を超えて共に学び、育つ教育」では「小学校、中学校段階においては、ICT機器を活用した学習やものづくりの楽しさを体験する中で、技術に関する理解を深め、基礎的な技術を適切に活用できる能力を育成します。高等学校段階においては、特に専門高校では、産業界と協働した教育の充実を図り、地域を担う人材育成を推進します。」としている。このような方向性を理解した上で、これらの目的を達成していけるように研修を積んでいかななくてはならない。

教育の情報化に関する校内研修等を実施する場合、動画と関連資料が準備されているNITS（独立行政法人教職員支援機構）の校内研修シリーズ「情報化（ICT）教育」も活用できる。



教育の情報化に関する手引(追補版)



NITS 研修動画

(2) 特別支援教育における教育の情報化

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障がいの状態や発達の段階等に応じてコンピュータなどのICT機器を活用することで、学習上または生活上の困難を改善・克服の一助とし、指導の効果を高めることができる。

情報化に対応した特別支援教育を考えるにあたっては、個々の児童生徒が、学習を進める上でどこに困難があり、どういった支援を行えばその困難を軽減できるかという視点から考えることが大切である。

なお、国立特別支援教育総合研究所（NISE）は、平成26年度から障がいの状態や特性等に 応じた教材や支援機器の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するためのポータルサイトを開設している。



支援ポータル

3 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成

(1) 児童生徒の課題

「生徒の学習到達度調査（PISA2022）」ICT活用調査によると、日本の高校におけるICT環境の整備は2018年調査以降進んでおり、「学校でのICTリソースの利用しやすさ」指標はOECD平均を上回っている。同様に、「インターネット上で情報を検索するときは、様々な情報源を比較する」日本77.4%/OECD平均64.4%、「インターネット上の情報をSNSで共有する前に、その情報が正しいかどうか確認する」日本76.5%/OECD平均64.0%のように、情報モラルについてもOECD平均を上回っている。一方で、国語・数学・理科におけるデジタル・リソースの利用頻度や、高校生自身が情報を集める、集めた情報を記録する、分析する、報告するといった場面でデジタル・リソースを使う頻度は他国に比べて低く、「ICTを用いた探究型の教育の頻度」指標はOECD平均を下回っている。

「ウェブページやブログを制作し、更新し、維持すること」日本39.8%/OECD平均56.0%、「ソフトウェアのエラーの原因としてありうるものをいくつか考えてから、その原因を特定すること」日本34.9%/OECD平均48.2%のように、プログラムを作成したりコンピュータでトラブルが起こった時に原因を特定したりできる自信についてもOECD平均を下回っており、ICTを活用して児童生徒自ら問題を解決し、探究的な学びを進める経験を積んでいくことが重要になってきている。

(2) 学習指導要領における情報活用能力の位置付け

平成29年に公示された小学校学習指導要領では、情報活用能力について以下のように記述してある。

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

『小学校学習指導要領』第1章総則 第2の2 (1) (平成29年文部科学省) より

同様に中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領においても記述されている。

また、平成28年12月に出された中央教育審議会答申において、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に三つの柱によって捉えていくことが提言され、以下のように整理されている。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

(3) 情報活用能力の体系的な整理

学習指導要領解説では、情報活用能力の育成に関して、「これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。」としている。

また、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」』（IE-School）において、情報活用能力を「資質・能力の三つの柱に沿った分類」と「想定される学習内容」を組み合わせた上で、児童生徒の発達段階を5つの段階（ステップ1：小学校低学年、ステップ2：小学校中学年、ステップ3：小学校高学年、ステップ4：中学校修了段階、ステップ5：高等学校修了段階）でイメージした「情報活用能力の体系表例」が目安として示されている。



情報活用能力の体系表例

(4) 情報モラル教育

情報モラルについては、平成29年度及び30年度告示の学習指導要領（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の第1章の総則「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」において、「各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられている。また情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と定義されており、「情報化の影の部分」への対応としてはもちろんのこと、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等のICT環境整備状況を踏まえ、情報や情報手段を適切に活用できる能力を育成するために、児童生徒に各学校で情報モラルを指導していくことがますます重要になってきている。

以下に指導していくためのポイントを記述する。

- ・情報モラルの指導は、継続的・体系的に行う必要がある。年に一度、有名講師を招いて講演を聞くことのみでは情報モラルの指導が十分であるとは言い難い。児童生徒と関わる全ての教職員が情報モラルの指導に関わる必要性を理解したうえで、折を見て、継続的に指導の機会を作る必要がある。その際は、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」』（IE-School）等も参考に、児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導を意識する必要がある。
- ・児童生徒の指導にあたっては、実態把握から始める必要がある。『インターネットトラブル事例集（2022年版）』（2022年総務省）等を活用して、起こりそうなトラブルについての情報を集めたり、実際に児童生徒への事前アンケートを実施したりするのも有効な手立てである。
- ・各学校における児童生徒の実態に即した指導を進めるとともに、学校と家庭・地域が連携した研修等の取組を行うことで、情報モラルに関する指導・啓発をより充実することが大切である。文部科学省が運営している「情報モラル教育ポータルサイト」には、児童生徒が活用できる学習コンテンツや保護者向けの啓発資料、教員向けの動画コンテンツや実践資料が豊富に掲載されている。
- ・教職員自身がSNS上でも服務義務違反がないようにするためにも、島根県教育センターの出前講座をはじめ様々な研修を通して意識を高めたい。



情報モラル教育ポータルサイト

(5) プログラミング教育

身近な生活の中では、自動販売機やロボット掃除機など、コンピュータの働き之恩恵を受けているものが多くあり、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにする必要がある。

これまでも中学校技術・家庭科（技術分野）においてプログラムによる計測・制御について取り扱っていたが、平成29年及び30年の学習指導要領改訂により、次のように小・中・高等学校段階におけるプログラミング教育の充実が図られた。

(小学校)

- ・総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを新たに明記
- ・算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場면을例示

(中学校)

- ・技術・家庭科（技術分野）において、プログラミングに関する内容を充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）

(高等学校)

- ・全ての生徒が必ず履修する科目（共通必修科目）「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

『教育の情報化に関する手引-追補版』（令和2年6月 文部科学省）より

本来プログラミング教育の目的は「プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすること」である。しかしながらコーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることが目的であるといった間違った解釈や、ロボットなど高価な機械を購入しないとプログラミング教育ができないとの誤解が広がるなどの混乱もあった。授業において適切なプログラミング教育を行うためにも、引き続き文部科学省から出される『小学校プログラミング教育の手引』（第三版：令和2年2月 文部科学省）をはじめとした確かな情報を確認したい。また、小学校でのプログラミング教育においては、教育課程内で行うA分類～D分類の実施について十分理解したうえで、中学校技術・家庭科（技術分野）での学習内容との関連や、学習指導要領に例示されていることから指導のイメージが持ちやすいA分類の実践から確実にやっていくことが大切である。



小学校プログラミング教育の手引

(6) 著作権

著作権とは、知的財産権の一つで、文化的な創作物を保護するものである。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といひ、それを創作した人が著作者である。原則として、著作権は、著作者の生存中及び死後70年間である。

教育活動においては、情報モラル教育、授業における著作物の利用、学校便り・ホームページ等による情報発信といった場面において、著作物を正しく取り扱わなくてはならない。また、教職員は児童生徒に指導する立場において確かな知識をもって法を遵守する姿が求められる。『改正著作権法 第35条運用指針（令和3（2021）年度版）』等を参考にし、分からないことがあれば問い合わせ等を行う必要がある。なお『改正著作権法第35条運用指針』には以下のような学校等における典型的な利用例が示されている。（一部抜粋）



改正著作権法 第35条運用指針

- A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例
 - ・テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。
- B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例
 - ・授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるように、クラウド・サーバにアップロードする。
 - ・教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信する。
- C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例
 - ・小説の一部を授業の都度、生徒に配布するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

4 教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等

(1) 教員のICT活用指導力チェックリストについて

文部科学省が『IT新改革戦略』（平成18年1月）に基づき『教員のICT活用指導力チェックリスト』を策定し、平成30年度には昨今のICT環境に対応した指標に改訂されている。改訂後のチェックリストは、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」、「B 授業にICTを活用して指導する能力」、「C 児童生徒のICT活用を指導する能力」、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の4つの大項目から構成されており、基本的な操作技能の必要性や協働学習の要素を反映した内容などが新たに追加されている。これらの項目を意識した教職員研修の受講や自己研鑽を行うことが児童生徒の情報活用能力の育成や学力向上の一助になると考えられる。

研修用資料として文部科学省の『教育の情報化に関する手引き―追補版―』（令和2年6月）には小学校・中学校・高等学校の学校段階の順で教科等ごとにICTを活用した具体例が豊富に示してある。また、1人1台端末の活用方法に関する優良事例を参照できる文部科学省WEBサイト「StuDX Style（スタディーエクス スタイル）」が開設、随時更新されている。これらは、文部科学省提供の『各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画』（令和2年9月）と共に活用できるものである。



教科指導におけるICT活用研修用資料

(2) 学校のICT環境の現状とGIGAスクール構想の実現

平成29年8月の『学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議最終まとめ』を受け、同年12月に文部科学省から通知された『平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針』では、新学習指導要領の実施を見据えたICT機器に関する整備について示されている。さらに、令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、「GIGAスクール構想」の実現を目指し大きく動き出した。特に義務教育段階において、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し、当初予定の令和5年度から大幅に前倒した整備が急ピッチで進められ、文部科学省「端末利活用状況等の実態調査」（令和4年度末時点）によると、令和4年度末時点で全国自治体のうち99.9%が整備済みとなっている。

(3) 島根県の現状と課題

文部科学省が公表した『令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）』（令和5年3月現在）【確定値】によると、各設問について“できる”“ややできる”と答えた割合が、島根県はA項目84.7%（全国46位）、B項目69.1%（全国47位）、C項目73.1%（全国47位）、D項目80.5%（全国47位）とある。数値は年々改善されてきている項目がほとんどだが、他県に比べ小幅な伸びとなっている。また、同調査と同時に行われた「令和4年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合」は72.1%（全国27位、前年度64.1%、前々年度45.7%）と全国との差を詰めているが、全国平均（73.0%、前年度75.8%、前々年度72.4%）を下回っており、今後のICT活用指導力の向上が望まれる。各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要があることを我々教職員は理解していなければならない。

目指すのは、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けたICT活用である。従来、島根県では地域間・学校間の機器の整備状況格差が大きかったが、「GIGAスクール構想」の実現に向けた環境整備に伴い、児童生徒が1人1台端末を使う環境が整ってきた。また、令和4年度全国学力・学習状況調査結果をもとに文部科学省が作成した『ICTを活用した学習状況』によると、子どもたちの1人1台端末を活用している実感は高まってきており、「ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」との質問に肯定的に回答した割合は90%を超えている。しかし依然として「意見を交換する場面」や「自分の考えをまとめ、発表する場面」など、1人1台端末を活用しての「やりとり」には課題が見られ、学校間格差、教員格差が課題となっている。

また、文部科学省が「端末の利活用状況等の調査結果を踏まえた対応」（令和5年3月）で示した、平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況について、小学校ではほぼ毎日持ち帰る割合が全国の26.1%に対し島根県は10.4%、中学校では全国の31.3%に対し島根県は16.0%となっている。1人1台端末を児童生徒が文房具のように使えるようにしていくためには、学校だけでなく家庭学習の場面も含めて活用する機会を充実させていくことが求められる。

令和3年1月の中央教育審議会答申（『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』）では、「個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの」であり、「これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる」としている。しかし一方で「その活用自体が目的でないことに留意」するとしている。学校においては、これまで授業の中で培ってきた実践の成果を生かしながらも、ICT活用の特性・強みを踏まえて活用する場面や機能を工夫した実践を積み重ねていく姿勢が今以上に求められている。

5 校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

(1) 「業務時間の削減」と「教育活動の質の向上」

令和5年8月の中教審の緊急提言では、「教員を取り巻く環境は国の未来を左右しかねない危機的な状況にある」として働き方改革の推進にあたり、法改正の必要がなくとも直ちにできることを取りまとめた。この提言を受けて文部科学省は、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に向けた取組の1つとして、「ICTの活用による校務効率化の推進」を挙げている。GIGAスクール構想によって整備されたクラウド環境を生かし、一人一台端末の積極的な活用や、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行等、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組、そして生成AIについても、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら今後の活用に向けた方針を国が示すとしている。

(2) 教育情報セキュリティ

校務の情報化を進めるに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮した情報セキュリティの確保が重要である。また、不正アクセス等ネットワークに関するトラブルの防止のため、技術的な対策とともに、コンピュータの運用・管理を適切に行い、さらに、トラブル発生時の速やかな連絡体制等を明示した利用規定等対応マニュアルを整備することが必要である。情報漏洩の原因は、人的要素が大きな割合を占めており、年度初めや夏休み前といった時期が統計的にも多くなっている。個人情報を取り扱う場合には、情報セキュリティポリシーで示された手順に従わなければならない。

情報セキュリティポリシーについては、令和4年3月に文部科学省によって、地方公共団体が設置する学校を対象とした策定や見直しを行う際の参考となるガイドラインが『教育情報セキュリティポリシーガイドライン（令和4年3月版）』として示されている。

一般的に「情報セキュリティ」とは、情報の「機密性（情報に関して、アクセスを認可されたものだけがこれにアクセスできる状態を確保すること）」「完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること）」「可用性（情報へのアクセスを認可されたものが、必要時に中断されることなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保すること）」を維持することであり、単に、情報漏洩がなければ良いというものではない。情報セキュリティ対策を考えるには、①どのような情報資産を保有しているのか、②どのような手法で守ればよいのか、という順で考える必要がある。

また、県・各市町村や各学校で作成している情報セキュリティポリシーに則った運用ルールを守り、個人情報の漏洩を防がなければならない。その為には、学校は児童生徒・保護者から機微情報を預かっているという意識を高め、取扱いに万全を期す必要がある。

GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等の整備をはじめ、クラウドの積極的な活用を前提とした不適切なWEBページの閲覧防止のためのフィルタリング設定や、端末の盗難・破損・紛失時の情報漏洩対策等を行っておく必要もある。また、教職員のクラウドサービス利用においては、効率性やセキュリティ水準の向上等のメリットがある一方で、共有範囲の設定ミス等から生じる情報漏洩も少なからず起きている。個人情報の取扱いについては、引き続き注意が必要である。

このように、教職員だけでなく、児童生徒においても学校外での利用機会が増加することにより、情報セキュリティインシデント発生件数の増加が危惧される。情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告や対応について、マニュアル等を作成の上で対象者に周知徹底する必要がある。

11 ものづくり活動

1 小・中学校におけるものづくり活動の推進

小・中学校学習指導要領では、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むと共に、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。

このような能力を育成するため、各教科等の指導に当たっては、ものづくりなどの体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視することとしている。

ものづくり活動の実施においては、その楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組むことが重要である。また、伝統的な技術や先端的な技術についても触れることにより、より広い視野から子どもの興味・関心を高めることが大切である。

小学校学習指導要領では、「理科」において、各学年でものづくりをする活動を通して、物質やエネルギーなどの性質や働きについての見方や考え方を養っている。また、「図画工作」において、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養っている。「総合的な学習の時間」においても、ものづくりや生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。

中学校学習指導要領では、「理科」において、各内容の特質に応じて扱い、原理や法則の理解を深めるようにしている。また、「美術」において、感じ取ったことや考えたことなどを基に絵や彫刻などに表現することにより、美術の創作活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、豊かな情操を養うようにしている。

「技術・家庭」においては、ものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるようにしている。

これらの活動を通して、ものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにすることが大切である。

2 高等学校におけるものづくり教育の推進

高等学校でも、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。また、地域や学校の実態等に応じ、就業等に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことで、望ましい勤労観、職業観を育成することとしている。

高等学校学習指導要領では、「総合的な探究の時間」において、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、各学校で行われているインターンシップは、地域産業への理解を深めると共に、ものづくりの事業所を含む産業現場等で実際に用いられている知識や技術・技能を学ぶ貴重な機会となっている。

専門高校においては、技術の高度化に対応し、より専門的な知識や技能を持つ将来のものづくり産業を担う人材を育成するため、各分野の先端的技術に対応した内容を扱うなど、時代の変化に対応したものづくりに関する指導を行っている。また、産業界や高等教育機関との連携のもと、高度な専門性を有する外部人材の活用によるものづくり教育や、職業資格に関連した実習を行っている。

これらの活動を通して、創造することの喜びを体得させると共に、生徒が将来のものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにすることが大切である。

12 持続可能な開発のための教育（ESD）

・持続可能な開発目標（SDGs）

1 持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）とは

今、世界には環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の問題がある。これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である。

ESDの実施には特に次の二つの観点が必要である。

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要である。



2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもと「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。この中で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として掲げられた目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」である。2030年を期限に「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととなっている。

○SDGsの特徴

- ・普遍性…先進国を含め、全ての国が行動
- ・包摂性…人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ・参画型…すべてのステークホルダーが役割を
- ・総合性…社会・経済・環境に総合的に取り組む
- ・透明性…定期的にフォローアップ



3 学校における取組（国立教育政策研究所の提案から）

< ESDの視点に立った学習指導の目標 >

持続可能な社会づくりに関わる課題を見だし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける。

(1) 課題を見いだすための視点（持続可能な社会づくりの構成概念(例)）

人を取り巻く環境に関する視点

- I 多様性……いろいろある
- II 相互性……関わり合っている
- III 有限性……限りがある
- IV 公平性……一人一人大切に

人の意思や行動に関する視点

- V 連携性……力を合わせて
 - VI 責任性……役割や責任を持って
- など

(2) 身に付けたい力（ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)）

- ①批判的に考える力
合理的・客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力
 - ②未来像を予測して計画を立てる力
過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力
 - ③多面的、総合的に考える力
人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力
 - ④コミュニケーションを行う力
自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力
 - ⑤他者と協力する態度
他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする力
 - ⑥つながりを尊重する態度
人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度
 - ⑦進んで参加する態度
集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごと主体的に参加しようとする態度
- など

(3) 指導を進める上での留意事項（ESDの視点に立った学習指導を進める上での留意事項(例)）

- A 教材のつながり
（学習課題や学習内容などを内容的・空間的・時間的につなげること）
- B 人のつながり
（学習者同士、学習者と他の立場・世代の人々、学習者と地域・社会などをつなげること）
- C 能力・態度のつながり
（身に付けた能力・態度を具体的な行動に移し、実践につなげること）

具体的な課題の発見・探究・解決の過程で、児童生徒自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身に付け、自らの意思を決定し、行動を変革していくことができるように配慮することが大切である。

4 ユネスコスクール

ユネスコスクールとは、ユネスコ憲章に示された理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践するユネスコが認定する学校である。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けている。

13 国際理解教育

1 国際理解教育の充実

(1) コミュニケーション能力の向上

社会のグローバル化は今後一層進展し、子どもたちは将来、様々な国の人々と日常的に関わり合いながら生活していくことになる。社会の複雑化、国際化に伴い、個人の価値観は多様化し、異なる考え方を持つ人々とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しながら生活していくことが求められる。

異なる文化や言語をもつ世界の人々と「共生」できる大人に成長するよう、相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的なコミュニケーション能力を、各教科等を通して計画的に指導することが大切である。

(2) 自国の歴史、地域の文化の尊重

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史等についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要である。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にしたい教育活動を推進する必要がある。社会科や総合的な学習の時間等での自国や郷土に関する主体的な学習を充実させ、児童生徒が自国の歴史や文化に誇りをもち、それらについて発信しようとする意欲を育てることが大切である。

(3) 人権意識の高揚

島根県においても外国籍の児童生徒や外国につながる児童生徒の数は増加している。様々な文化背景をもつ人々が共生するためには、異なる文化・歴史をお互いが理解し、尊重し合うことが大切である。外国籍の児童生徒は、異なる生活様式や習慣、宗教などの背景をもっている場合がある。外国籍の児童生徒に対して、日本の常識を一方向的に押し付けることなく、その児童生徒がもつ文化等を尊重しながら、すべての児童生徒が共に生活していけるよう指導していく必要がある。国籍や文化・習慣が異なる児童生徒が共に学校生活を送るためには、学校の教職員が高い人権意識をもち、これらのことを十分に理解したうえで指導していくことが求められる。

(4) 地球規模の課題への対応

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加している。広い視野をもち、世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちが今取り組めることを考えて行動に移すことができる児童生徒の育成が求められている。

地球に住む世界市民の一人として、世界の人々と「共生」していくという視点で、自らの生活スタイルを見直したり、世界のために何ができるかを考えたりすること等を、教科等を通して指導していくことが大切である。

(5) 交流の推進

グローバル化社会で生きていく児童生徒にとって、国際的な課題等への興味関心を高めるためにも、様々な国の人々と交流し、多様な価値観に触れることが大切である。授業の中で地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、児童生徒が様々な人々と交流する場を設けることは、国際理解を推進するうえで大変有効である。また、自校に外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得たうえで、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなど、多文化共生の学校・学級経営を推進していくことが求められている。

2 国際化に対応するための言語能力の育成

(1) 求められる言語能力

価値観が一層多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、自分の考えを適切にまとめて相手に応じて表現するコミュニケーションに関わる言語能力が不可欠である。この能力は日本語や英語といった言語の種類に関わらず身に付けるべき能力だが、初等教育においては、特に母語である日本語での言語能力の育成が重要である。そして、今後ますます進展するグローバル化社会においては、異文化を背景とする人々と日常的にやり取りするための言語能力も求められ、英語などの外国語を用いたコミュニケーション能力の育成も重要である。

異なる文化をもつ人々とのコミュニケーションにおいては、特に次の3点について、留意が必要である。

- ① 相手の文化背景を考慮して、表現や理解を柔軟に行うこと。
- ② 自分の考えを適切な言葉で表現すること。
- ③ 的確かつ論理的に伝達すること。

これらのことを踏まえ、自分の伝えたいことだけを主張したり、すべてを相手に合わせてしまったりすることなく、お互いに理解し合うよう努め、相手のことを理解するための質問や自分のことを分かってもらうための説明の言葉などを適切に織り交ぜながら、誤解が生じないようにやり取りを進めていく姿勢が求められる。

(2) 国際化に対応するための言語教育の在り方

こうした言語能力を育成するためには、自分の考えや思いを言葉にして表現し伝達することが大切であるという基本的な認識を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高め、表現したり話し合ったりするための技能を身に付ける必要がある。これらの指導は国語や外国語の授業のみならず、各教科等の指導や学校生活全体の活動を通して行われるべきものである。

日本人としての主体性と異文化への柔軟な理解力、対応力を身に付け、確かな表現・理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な能力を備えた日本人を育成することが望まれる。

(3) 外国語教育の改善及び充実

グローバル化が急速に進展する中で、児童生徒たちは将来、世界と何らかの形で関係をもちながら生活していくことが想定される。そうした生活においては、外国語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に重要になり、グローバル化社会を生きていくうえで不可欠な能力となることが考えられる。

グローバル化社会である現代においては、様々な国の人々と共生していくためのコミュニケーション能力の育成が必要であり、将来、子供たちが外国語でコミュニケーションを図ることができるよう、外国語の知識だけではなく、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせることが大切である。そのため、次の点に留意し、指導の改善及び充実を図ることが重要である。

- ① 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を具体的に示し、そのゴールに向けた効果的な授業を展開すること。
- ② 各学年で領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」）ごとの目標を適切に定め、その目標の実現を図ること。
- ③ 言語材料については、コミュニケーションを支えるものにとらえ、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通して定着を図ること。
- ④ 「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動を適切に行うことや「やり取り」、「即興性」を意識した言語活動を十分に行うこと。
- ⑤ 聞いたり読んだりした内容について、自分の意見や感想を話したり書いたりするなど、領域統合型の言語活動を行うこと。
- ⑥ 言語活動に必然性を持たせ、児童生徒が活動したくなるような使用場面を設定すること。
- ⑦ 授業は英語で行うことを基本とすること。

3 小学校外国語教育

(1) 小学校外国語教育で求められていること

小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めたうえで、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校へのスムーズな接続を図ることが求められている。

コミュニケーションを行う目的や場面、状況を明確に設定し、児童が互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を単元を通して繰り返し行い、コミュニケーション能力の育成を図る。

(2) 校区中学校及び近隣の他の小学校との連携

小学校の指導を中学校につなげ、小学校で培ったコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を中学校外国語科で生かすため、校区中学校と指導内容や指導方法について情報交換し連携を深めることが大事である。また、同じ中学校区の他の小学校とも情報交換を行い、学校間の指導に隔たりが生じないよう配慮する。小中合同で研修会や授業研究会を行ったり、児童生徒交流を行ったりすることも有効である。

4 竹島に関する学習

国際的な課題解決に向かう意欲を高めるために、次頁からの「14 竹島に関する学習」を参考に各校で竹島に関する学習を積極的に推進していくことが大切である。

14 竹島に関する学習

1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁猟が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

2017（平成29）年、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小・中学校において、竹島が我が国の固有の領土であることが初めて記述された。また、2018（平成30）年3月、高等学校学習指導要領が改訂され、竹島が我が国の固有の領土であること、領土の画定などを取り扱う際に竹島の編入についても触れること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること等を扱うよう明記された。学習指導要領は学校教育法の委任により文部科学大臣が定める学校の教育課程の基準とされ、法規命令の性格をもつ。これにより、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習が推進されていくことになった。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることとしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

【竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿】

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

4 指導者に求められること

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

(1) 竹島問題について正しく理解すること

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けない、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決につながるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決につながらないことを踏まえて指導する必要がある。

(2) 竹島に関する学習の機会を充実させること

「子どもたちには難しい内容ではないか。」「対立を煽ることになるのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習の推進に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

(3) 子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養につながる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元北方領土の島民の姿を知ること、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになると考えられる。

(4) その他

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることは、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。

15 ふるさと教育

1 ふるさと教育とは

(1) ふるさと教育が目指すもの

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、ふるさと島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人を育てていく必要がある。

そこで、地域においては、大人がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。さらには、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働して学び合うことにより、地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感し、地域貢献意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに活かしていく。

学校においては、地域の教育資源を活かした各教科等の学習や、地域の人々とともに自然体験、社会体験、地域課題解決型学習等を通じて、子どもたちに自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために求められる資質・能力を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・家庭・地域をはじめ、教育に関わる全ての人々が相互理解の上に緊密に連携し、一体となって取り組む。

(2) ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動。

(3) ふるさと教育の効果・必要性

① 子どもにとって

- ・ ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・ 地域に貢献しようとする意欲の喚起
- ・ 実感を伴った学びによる学力の向上
- ・ 地域の担い手の一人として地域づくりに活かす実行力の育成

② 地域にとって

- ・ 地域住民のふるさとへの理解促進
- ・ 地域を支える次世代の育成
- ・ 子どもの活動に関わる地域住民のやりがい・生きがい
- ・ 地域住民同士のつながり強化

2 主な取組

(1) 学校での取組

子どもたちに地域社会の一員として、ふるさとへの「愛着・誇り」「貢献意欲」を醸成するとともに、「確かな学力」や「実行力」の育成を目指し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を実施する。

- ① 系統的・発展的な教育活動の推進
- ・ 中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」を作成し、各校種間の情報共有を図る。
 - ・ 就学前から高等学校までの一貫性のあるふるさと教育を展開する。
 - ・ 各校種間や学校・家庭・地域をつなげるツールとして「キャリア・パスポート」を効果的に活用する。
- ② 学校の実践推進に係る視点例
- ア 総合的な学習の時間
- ・ 地域資源から課題を設定する。
 - ・ 主体的に地域と関わりながら情報を収集・整理・分析し、探究の過程を踏まえた課題解決型学習に取り組む。
- イ 各教科・外国語活動
- ・ 単元の導入時に地域の教育資源を活用した意欲付けを行う。
 - ・ 単元の終末時に学びを社会につなげ広げる題材として活用する。
- ウ 特別活動・道徳科
- ・ 学級や学校をより良くする学習を社会参画に結びつける。
 - ・ 道徳科において郷土愛について考える学習に地域の教育資源を活用する。
- ③ 学びの質を高める指導の充実
- ・ 地域の教育資源（ひと・もの・こと）を効果的に活用し、ふるさとへの「愛着・誇り」を養っていく。
 - ・ 地域課題への理解を、地域への「貢献意欲」につなげていく。
 - ・ 教科横断的な取組や探究的な学習により「確かな学力」を育成する。
 - ・ 育まれた「愛着・誇り」「貢献意欲」「確かな学力」を、一歩踏み出す「実行力」につなげていく。
 - ・ ふるさと教育を通して「確かな学力」「実行力」を育むという明確なねらいをもった授業づくりを行う。

（２）地域での取組

学校におけるふるさと教育の充実に資する取組を展開するとともに、地域住民の「ふるさと理解」「やりがい・生きがい」「つながりづくり」につなげていく。また、地域を支える次世代の育成を図る。

- ① 地域における子どもの学びの充実
- ・ 社会教育団体や公民館等と連携し、様々な世代とつながりながら、学校での学びをさらに深めていく仕組みをつくる。
 - ・ 青少年教育施設が開発・普及している体験プログラム等を有効活用する。
- ② 地域の大人に対してのふるさと教育
- ・ 地域の魅力や歴史等を学び直し、再発見することで、ふるさとへの愛着や誇りを更に高める学びの場をつくる。

- ・ 地域総掛かりで子どもを育てるといった意識を醸成するために、子どもたちのふるさと教育への参画を促す。
- ・ 地域活動への参加や子どもの活動支援が、地域住民の生きがい・やりがいにつながり、結びつきをより強くする場となるようにする。

3 ふるさと教育を支える学校・家庭・地域の連携・協働

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い様々な問題、課題が生じてきている。これらを解決し、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分に自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むために連携、協力していくことが必要である。

具体的な施策として、島根県では次のような取組を行っている。

(1) 学校や公民館等にコーディネーターを配置

学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターが、地域の支援者と学校・家庭をつなぐことで子どもたちの学びを支援していく。

(2) ふるさと教育推進事業

ふるさと教育に取り組む市町村や学校に対する予算的な支援、地域連携に関する研修会の開催、ふるさと教育のめざす方向性や好事例についての周知等を行う。

(3) 企業・団体等との連携

「文化・伝統・芸術」や「自然・環境」など様々な分野における出前授業をはじめ、職場体験、作業見学等について協力可能な企業・団体を募集し、ふるさと教育ホームページで周知する。現在 320 程度の企業・団体が登録している。

ふるさと教育ホームページ

各市町村のふるさと教育実践事例を動画や報告書で紹介しています。



(しまねの教育情報 Web「EIOS」)

16 「しまねのふるまい」

しまねの「ふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

「ふるまいは しまねの宝！」をスローガンに、学校・家庭・地域が連携し、島根県では、社会全体で「ふるまい」の定着をめざしている。

1 「ふるまい」定着のめざすところ

子どもたちが「ふるまい」を身に付けるということは、将来の社会人としての基礎を身に付けていくことにつながる。

基本的な生活習慣がしっかりと身に付いている、友だちと良好な人間関係を築いている、思いやりの心をもって人と接している、ルールを守って行動できる等、安定した人間関係や落ち着いた教育環境が、子どもたちの豊かな心をはぐくんだり、子どもたちに確かな学力を身に付けさせたりすることに必要である。

また、この取組を地域ぐるみ、社会全体で行うことは、誰もが安心して住める魅力ある地域づくりにつながる。

2 具体的な取組

これまで、学校では「ふるまい」定着の視点を入れた取組の充実や研修の機会を充実させ、家庭では親学プログラム等を活用して生活習慣等の改善をめざし、地域においては公民館等社会教育施設が核となり、地域を巻き込んだ挨拶運動等を展開してきた。その結果、「ふるまい」の周知が進み、学校、家庭、地域の実態に応じた活動が展開されている。

今後も以下の取組を中心に「ふるまい」定着の推進を行っていく。

① 乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を、乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）子どもやその保護者、関係者に特化して図っていく。

- 乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）「ふるまい」定着の取組の推進
- ふるまい推進員の派遣による啓発の推進
- ふるまい推進資料（5歳児用、及び小1用）を活用した学習活動の推進

② 県全体での「ふるまい」の推進

「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図る。

- ふるまい推進員派遣事業の様子などを継続的に周知することを通じた啓発の推進
- 啓発資料等の配付やその活用による啓発の推進
- 「親学プログラム」や公民館等社会教育施設の「ふるまい」定着に向けた取組の推進

3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進

児童生徒、家庭、地域の実態にあわせ、日々の学校教育活動において「ふるまい」の定着を推進することが大切である。また、ふるまい推進資料（小1用）等を活用し、月ごと、学期ごと、年度ごとに「ふるまい定着」に向けた取組を振り返り、更なる実践に結びつけていくことも大切である。



【ふるまい推進資料（小1用）】

17 へき地教育・複式教育

1 島根県の現状など

近年、少子化が進み、中山間地が多い本県では、へき地学校や複式学級を有する学校が多く存在している。全国的に見ても、へき地学校や複式学級を有する小学校の割合が比較的高い状況にある。(下表参照)

へき地学校及び複式学級を有する学校の割合

(令和5年4月1日現在)

校種	教育事務所管内別					県全体	
	松江	出雲	浜田	益田	隠岐		
へき地学校 (人へきを含まない)	小学校	10%	21%	39%	38%	100%	29%
	中学校	0%	19%	48%	29%	100%	30%
	義務教育学校	0%					0%
複式学級を有する学校	小学校のみ	18%	27%	35%	58%	27%	31%

※人へき…県教育委員会指定の人事異動上のへき地学校

2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって

このような現状から、本県の学校教育を推進していくうえで、へき地教育・複式教育は非常に重要な課題であり、その充実が求められている。特に、へき地教育・複式教育に向き合う教員の姿勢や資質が、教育の質を高めていくために大切である。

県教育委員会では、複式教育推進指定校事業において、毎年県内の小学校を研究校に指定し、複式学級における実践研究を行っている。また、複式教育担当指導主事による複式教育に係る先進地視察を通して、複式学級における指導方法等について情報を収集し情報発信をしながら、複式教育の充実を図っている。

3 へき地教育・複式教育のとらえ

へき地学校や複式学級に対しては、「人間関係に限られ、固定化しやすい」「少人数のため学習が停滞しがちである」といったことが短所として強調されやすい。しかし、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導や機動力のある活動を充実したり、異学年で構成された学級等で人間性や社会性を豊かに育んだりすることができる。特に複式教育の学習指導法の特徴である「学年別指導」を通して、児童に主体的な学び合いの場を経験させることができる。これらの教育活動を日常的に展開できることが複式教育のよさである。

また、へき地学校においては、豊かな自然、歴史・文化、子どもを社会の宝として育ていこうとする地域の人々など、教育資源が豊富である。そして、これらが息づいているからこそできる教育がへき地教育のよさである。

このように、教職員誰もがへき地学校や複式学級の特性をよく理解し、日々の教育実践に積極的に生かしていくことが大切である。

4 へき地教育・複式教育における留意点

へき地学校・複式学級を有する学校における教育課程編成等について、留意すべき点としては次のようなことがあげられる。

- (1) へき地は、豊かな自然環境に恵まれ、伝統的行事や文化等が受け継がれている。地域や学校の実態を把握したうえで教育課程を編成する。
- (2) 少人数のよさに目を向け、一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、個に応じた指導を可能な限り実施する。
- (3) 複式学級においては、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらない教育課程を編成することができる。同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）、異単元異内容指導（学年別指導）等それぞれの特質や学級編制の変動について配慮し、学校の実態に則した教育課程を編成する必要がある。特に、同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）では教科等の系統性を踏まえること、異単元異内容指導（学年別指導）等では間接指導の時間が児童の主体的な学び合いの場となるよう配慮することが必要である。また、複式学級を有する学校であっても、単式学級においては、当該学年の内容のみにより教育課程を編成しなければならない。
- (4) 学級の枠をはずした合同学習、近隣校との集合学習、大規模校との交流学習等の集団形態について工夫する。
- (5) 地域の専門的知識や技能をもつ方に学習指導等について協力を得るなど、地域の教育力を十分に生かすために、学校と地域との連携を推進する。
- (6) 地域の自然、歴史・文化、伝統を活かした教育を展開し、児童生徒に、ふるさとを愛する心やふるさとに貢献したいと願う意欲を育む。
- (7) 1日の生活時程や週当たりの授業時間表を作成する場合には、児童生徒の通学距離や交通条件、あるいは季節等についても配慮し、例えば、1年間を前期と後期に分け、生活時程や週の授業時間の配当を変える等の工夫も必要である。
- (8) 地域内の学校が相互に研究会をもったり、資料・情報の交換を積極的に行ったりすることは、適切な教育課程を編成するうえで有効である。
- (9) 複式学級の転出入については、当該児童の学習に支障が生じないよう適切に対応する。
(転入) 履修の状況を把握し、未習事項は補充学習等で定着を図る。
(転出) 履修の状況について、転出先の学校に連絡する。
- (10) 卒業後の進学先や就職先において、人間関係や環境の変化等に適応できるよう、様々な経験を積んだり、自尊感情を高めたりできるように配慮する。

<へき地教育及び複式教育に情報等>

しまねの教育情報 Web EIOS に関係情報を集約しているのでぜひ活用いただきたい。右の二次元コードよりアクセスすることが可能である。

